

介護ロボット・ICT補助金の執行・実績報告に関するQ&A

※事業手引きのQAと重複する部分があります。

No	カテゴリ	質問	回答
1	機器導入	見積もり合わせ等の結果、申請時よりも所要額が減額となる。実績報告書に記載すればよいのか。	補助対象経費が全体の20%を超える変更など、変更申請手続が必要となる場合があります。機器導入前に、まずは長寿社会政策課介護人材確保推進班まで事前に御相談ください。
2	機器導入	資金繰りの関係(自己資金不足)で、計画通りに機器を導入できなくなった。どうすればよいのか。	
3	機器導入	余った補助金を、不採択となった事業所の機器導入に活用できるか。	できません。 所要額が変更となる場合には御連絡ください。
4	機器導入	交付申請時に記載した機器が欠品した場合、同等品を導入することは問題ないか。	同等品なら問題ありませんが、同等品かどうか及び金額の増減の確認が必要のため、事前に御相談ください。
5	契約	契約等はいつまで行えば良いのか。	契約、納品及び支払は、県の補助金交付決定日(令和7年9月17日)以後に、契約及び納品を行ってください。 補助金交付決定日より前に契約及び納品したものは、補助対象とはなりません。
6	実績報告	実績報告書の提出は、郵送で良いか。 また、確認の書類として添付すべきものはあるか。	実績報告の書類一式については、原則としてchoujuz-hojo(申請時と同じ)に送付・提出願います。 その際、契約書や領収書等をスキャンしてPDF化したものを添付書類としていただきます。 事業所が複数ある場合には、添付書類がバラバラにならないように事業所ごとにフォルダを作成する等、またファイル名が分かるように整理いただくよう御留意ください。
7	実績報告	「事業手引き」に記載の補助要件(6～9ページ)について、要件を満たしていることを証明する書類・資料は必要か。	実績報告書類の添付書類については別途連絡をします。
8	実績報告	いつまでに介護ロボットを導入する必要があるか。	実績報告期限である令和8年1月9日までに導入し、支払まで完了してください(銀行振込の場合も、1月9日まで)。 1月10日以降に支払われたものは、補助対象となりません。
9	実績報告	製造業者の都合で実績報告期限(1月9日)までに納品できない場合、補助金を受けることはできるか。	

10	実績報告	事業実績報告書の「職員アンケート」を行った後に集計等をする必要があるか。	法人では施設アンケートの取りまとめと全体の状況報告を記入いただきますが、結果の集計については、別添集計表による取りまとめに御協力ください。 【事業手引きQAから変更】
11	実績報告	介護ソフトを導入したが、実績報告で提出する写真について、どのように撮ればよいか。	職員の方がパソコンやタブレット等で介護ソフトを使っている様子を、画面が映るようにして複数枚を撮影してください。